

# 第1章 都市マスタープランの性格

## 1 - 1 都市マスタープラン<sup>※</sup>とは

### 1. 都市マスタープラン<sup>※</sup>策定の目的

『習志野市都市マスタープラン<sup>※</sup>』（以下、都市マスタープラン<sup>※</sup>という）は、都市計画法第18条の2に規定された『市町村の都市計画に関する基本的な方針<sup>※</sup>』として策定します。

都市マスタープラン<sup>※</sup>は、本市の自然、文化、産業等の特性を踏まえた上で、本市の将来都市像と都市づくり<sup>※</sup>の目標を示すとともに、市民参加を基調とした街づくり<sup>※</sup>の取組みを明らかにしようとするものです。

#### 市町村の都市計画に関する基本的な方針<sup>※</sup>

平成4年6月に都市計画法が改正され、新しく“市町村の都市計画に関する基本的な方針<sup>※</sup>”を定めるものとされました。（以下は都市計画法より抜粋）

第18条の2 市町村は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、当該市町村の都市計画に関する基本的な方針（以下この条において「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 市町村は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

3 市町村は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県知事に通知しなければならない。

4 市町村が定める都市計画は、基本方針に即したものでなければならない。

### 2. 都市マスタープラン<sup>※</sup>の役割

#### 1) 都市整備分野の総合的方針としての役割

都市マスタープラン<sup>※</sup>は、都市整備分野に関連する各行政計画や事業計画等の基本的かつ総合的な指針となるものです。

#### 2) 都市計画行政のマスタープランとしての役割

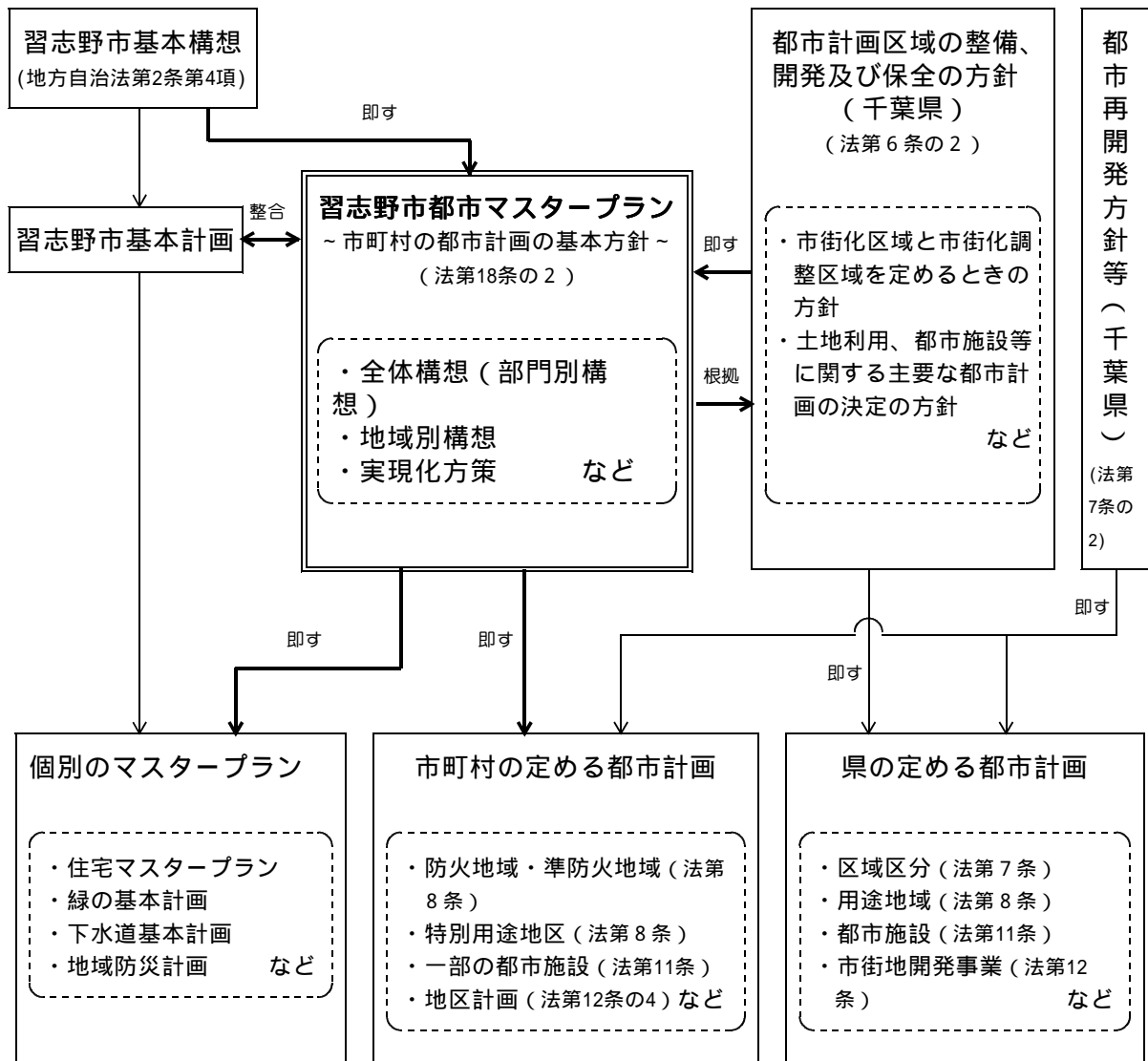
都市マスタープラン<sup>※</sup>は、都市計画法で平成4年に創設された『市町村の都市計画に関する基本的な方針<sup>※</sup>』として、本市の独自性を発揮した都市計画の基本的な方針となるものです。

#### 3) 市民協働型<sup>※</sup>街づくり<sup>※</sup>の指針としての役割

都市マスタープラン<sup>※</sup>は、市民・企業・行政などが手を携えながら、次の世代へ引き継ぐ住み良い街づくり<sup>※</sup>を進める際の指針となるものです。

### 3. 都市マスタープラン※の位置づけ

都市マスタープラン※と『習志野市基本構想』、『習志野市基本計画』、『都市計画区域の整備、開発及び保全の方針※（千葉県）』等との関係は下図に示すとおりです。



注) 法 = 「都市計画法」(昭和43年6月15日法律第100号)の略。

## 1 - 2 都市マスタープラン<sup>\*</sup>の概要

### 1. 都市マスタープラン<sup>\*</sup>の目標年次

都市マスタープラン<sup>\*</sup>は、本市の街づくり<sup>\*</sup>の将来ビジョン<sup>\*</sup>を明らかにする計画として、計画期間を概ね20年とし、目標年次を平成32年とします。

### 2. 都市マスタープラン<sup>\*</sup>の構成

都市マスタープラン<sup>\*</sup>は、計画の性格や策定背景（第1章と第2章）及び都市の将来像（第3章）を踏まえて、主に「全体構想」（第4章）と「地域別構想」（第5章）の2層で構成しており、それらに実現化方策（第6章）を加えたものとしています。

